

令和3年度 月形町新型コロナウイルス感染症に関する生活支援・経済支援一覧（4～5月決定分）

【すべての住民の方へ】

令和3年5月6日現在

| 対策・支援等 | 対象者 | 概要 | 開始時期 | 問合せ先 |
|------------------|----------|---|-------------|-------------------------------|
| 緊急経済対策地域振興商品券の交付 | すべての住民の方 | <p>町内商工業の振興および町民の生活支援として全町民へ次のとおり地域振興商品券を交付します。</p> <p>■ 配付要件 令和3年5月1日現在において月形町に住所がある方</p> <p>■ 交付額 世帯員全員に1人5,000円（500円×10枚つづり）、18歳以下（平成15年4月2日以降に生まれた方）には1人5,000円を追加します。</p> <p>※ 申請手続き不要</p> <p>■ 交付方法 各世帯へ直接郵送</p> <p>■ 交付時期 6月中旬</p> <p>■ 有効期限 令和3年9月30日（木）まで</p> <p>■ 取扱可能店舗 事業に参加する町内の事業所</p> | 令和3年6月 | 企画振興課 商工観光係 ☎TEL53・2325 |
| 商品券発行事業 | 購入者 | <p>感染症防止対策の影響により低迷する個人消費を活性化させるため、町内で使用可能なプレミアム付き商品券を発行します。</p> <p>■ 「つぎがたみかづき商品券」の発行</p> <p>ア プレミアム率 20%（予定）</p> <p>イ 販売価格 1セット10,000円 （500円券×24枚入り 12,000円分）</p> <p>ウ 有効期限 令和4年1月31日（月）※予定</p> <p>エ 取扱可能店舗 事業に参加する町内の飲食店</p> | 令和3年11月（予定） | 企画振興課 商工観光係 ☎TEL53・2325 |



【教育関係】

| 対策・支援等 | 対象者 | 概要 | 開始時期 | 問合せ先 |
|--------------------|-------|--|--------|------------------------------|
| 小中学校熱中症予防対策事業 | 児童生徒 | 小中学校の熱中症対策として、エアコンが設置されていない教室等にスポットクーラーを設置します。 | 令和3年6月 | 教育委員会 学務係 ☎️📠53・3443 |
| 小中学校感染症予防対策事業 | 児童生徒 | 修学旅行および宿泊学習で使用する予定だった公共交通の利用を新型コロナウイルス感染症予防のため取り止め、バスでの移動となることから、町でバスを借り上げ、保護者の負担軽減を図ります。 | 随時 | 教育委員会 学務係 ☎️📠53・3443 |
| スクールバス感染症予防対策事業 | 児童生徒 | ・バス車内の抗菌 スクールバス車内の抗ウイルス・抗菌コーティングを行います。 ・北便の増台 利用人数の多い北便のバスを増台し、車内での密を防止します。 | 令和3年4月 | 教育委員会 学務係 ☎️📠53・3443 |
| 認定こども園感染防止対策機器導入事業 | 施設利用者 | 認定こども園を利用する園児・保護者等の感染防止対策のため、次の備品を購入します。 ア 足踏み式消毒液スタンド イ 空気清浄機 ウ おもちゃ殺菌庫 エ AI体温検知カメラ | 令和3年6月 | 保健福祉課 地域福祉係 ☎️📠53・3155 |
| 学童保育所感染防止対策機器導入事業 | 施設利用者 | 学童保育所利用者の感染防止対策のため、次の備品を購入します。 ア AI体温検知カメラ イ 足踏み式消毒器スタンド ウ 電動式ソープディスペンサー | 6月 | 保健福祉課 保健係 ☎️📠53・3155 |

【農業者の方へ】

| 対策・支援等 | 対象者 | 概要 | 開始時期 | 問合せ先 |
|------------|----------------|--|--------|----------------------------|
| 農業経営継続支援事業 | 省力化機械等を導入する農業者 | <p>感染症の影響を克服し、農業経営の継続を図るための取り組みを支援します。</p> <p>■ 対象経費</p> <p>ア 令和2年度に経営継続補助金の交付を受け、非接触型の生産・販売への転換に資する取り組みとして導入する機械装置等の費用の自己負担分（作業用車両等は対象外）</p> <p>イ アと同様の取り組みとして自己資金で導入する農業用ハウス電動換気設備の費用（設置工事費等を除く）</p> <p>■ 補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対象経費のア 2分の1以内 ● 対象経費のイ 3分の1以内 <p>■ 上限額</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対象経費のア <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業主体の構成員である1個人又は1法人につき事業費60万円（補助金30万円）まで (2) 共同で導入する場合は5グループまでとし、事業費300万円（補助金150万円）まで ● 対象経費のイ <p>事業主体の構成員である1個人又は1法人につき事業費90万円（補助金30万円）まで</p> <p>■ 申請方法</p> <p>農協・生産組織を通じて取りまとめします</p> | 令和3年4月 | 農林建設課 農政係 ☎️📠53・2322 |